

地域計画

策定年月日	令和6年12月10日
更新年月日	( )
目標年度	令和11年度
市町村名 (市町村コード)	只見町 (07367)
地域名 (地域内農業集落名)	蒲生地区 (蒲生)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	27.53 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	27.06 ha
② 田の面積	22.56 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	4.98 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	0.12 ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	16.49 ha
(参考)区域内における〇才以上の農業者の農地面積の合計	ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	ha
(備考)	

- 注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。  
 2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。  
 3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。  
 4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。  
 5:(参考)の区域内における〇才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。  
 6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

<ul style="list-style-type: none"> <li>蒲生地区は、平成3年度に宮原地区を除く全地区で基盤整備実施済みで、担い手への集積が進んでいる。</li> <li>地区内の高齢化率は55.6%と高く、後継者不足による離農者が増加しており、個人管理している畑は今後10年間で遊休農地が拡大すると予想されるため、地域として守るべき農地の見極めが必要である。</li> <li>温暖化や老朽化した水路の影響により十分な水量が確保できていないため、優良な農地管理をするためにも、用排水路の改良、修繕が必要である。</li> <li>イノシシ、サル等の鳥獣による農作物の被害が拡大している。特に、釜場、輪久地区の被害が大きく、今後も耕作を続けるのであれば、被害防止対策が必須である。</li> </ul>
---

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

<ul style="list-style-type: none"> <li>区域内の主要作物は水稻栽培であり、主食用米の高付加価値化、飼料用米や畑地化等への転換による高収益作物に関する情報収集等、地域と行政が一体となり、農家への支援及び農地の新たな活用方法を検討していく。</li> <li>高齢化による離農者が増加している状況において、農地の現状を維持していくのは農業者の大きな負担になるため、地域と担い手が一体となって農地を管理する体制を構築し、担い手の負担を軽減するためにも集積と集約化を進める。</li> </ul>
---

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1) 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針			
<ul style="list-style-type: none"> <li>農業振興地域の農地及びその周辺の農地を、農業上の利用が行われる農用地等の区域とし、将来の耕作者が決まらない、山間地等、保全・管理等が行われている農地については、具体的な取組が計画されるまで検討中とする。</li> </ul>			
(2) 担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標			
現状の集積率	49 %	将来の目標とする集積率	60 %
(3) 農用地の集団化(集約化)に関する目標			
認定農業者を中心とした担い手への農地の集積、集約化を進めるとともに、団地面積の拡大を図る。			

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1)農用地の集積、集団化の取組
農地中間管理機構を活用して、担い手への農地集積、集約化を進め、団地面積の拡大を図る。
(2)農地中間管理機構の活用方法
・将来の経営農地の集約化を目指し、農地所有者は出して、受け手にかかわらず、原則として農地中間管理機構に貸付けていく。 ・担い手が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、農地中間管理機構を通じて担い手への貸付けを進めていく。
(3)基盤整備事業への取組
必要に応じて、今後検討していく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組
町、県、JA等の関係機関と連携し、後継者及び新規就農者の確保・育成に努める。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組
必要に応じて、今後検討していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組内容】

- ①釜場、輪久地区を中心に、イノシシ、サル等の鳥獣による農作物の被害が拡大しているため、町、猟友会等関係団体と一体となって被害防止対策に取り組む。
- ⑦中山間地域等直接支払交付金において、区域内の農用地の保全・管理を行う。
- ⑧輪久堰の嵩上げ、釜場堰取水口付近の修繕、へつりの素掘り側溝の改良等農業用施設の改良、修繕について、町、県の支援を受けながら実施していく。

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			10年後 (目標年度:令和11年度)				
		経営作物等	経営面積	作業受託面積	経営作物等	経営面積	作業受託面積	目標地図上の表示	備考
認農	A	水稻	5.24 ha	ha	水稻	4.09 ha	ha	青	
認農	B	水稻	4.37 ha	ha	水稻	8.12 ha	ha	赤	
認農	C	水稻	0.00 ha	ha	水稻	0.32 ha	ha	ピンク	
利用者	D	水稻	2.30 ha	ha	水稻	2.30 ha	ha	黄	
利用者	E	水稻	1.06 ha	ha	水稻	1.06 ha	ha	オレンジ	
利用者	F	水稻	0.60 ha	ha	水稻	0.60 ha	ha	緑	
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
計	6経営体		13.57 ha	0 ha		16.49 ha	0 ha		

- 注1:「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業者(農協を除く)は「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。
- 注2:「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積を記載してください。
- 注3:農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。
- 注4:作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、経営面積に含めてください。
- 注5:備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努めてください。

5 農業支援サービス事業者一覧(任意記載事項)

番号	事業体名 (氏名・名称)	作業内容	対象品目

6 目標地図(別添のとおり)

7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人)		うち計画同意者数(人・%)	
-------------	--	---------------	--

注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。

注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。

注3:提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

(留意事項)

農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報を保有するに当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合は、氏名を削除するなど配慮してください。

必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。